

アメリカ50州現行義務教育制度の法規定分析

佐々木 司

Statutory Analysis of Compulsory School Attendance in the United States

Tsukasa Sasaki

(Received September 26, 2003)

1. はじめに－問題の所在と本研究の意義－

本論は、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）50州の義務教育制度を法規定の面から分析するものである。具体的には、州法（2001年）に規定されている「就学先」の違いに基づき、50州を類型化し、アメリカの義務教育制度の構造を解明する。なお、本論で「義務教育」として取り扱うのは「就学義務（compulsory school attendance）」（義務としての就学、通学）である。

これまで我が国において発表されたアメリカ義務教育規定関連の研究としては、次のようなものがある。

- ①沖原豊「親の教育権と家庭義務教育」『現代教育経営2』学事出版、1976年。
- ②佐藤全「米国における親の教育権～自然法的教育権と教育内容の決定権～」『香川大学教育学部研究報告』第一部、41号、1976年。
- ③佐藤全「アメリカ合衆国憲法と教育の自由（一）」『香川大学教育学部研究報告』第一部、43号、1977年。
- ④上原貞雄『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』風間書房、1981年。
- ⑤結城忠「就学義務制と「学校に代わる私教育の自由」」『季刊教育法』第88号、1992年。
- ⑥米沢広一「義務教育と家庭教育—アメリカ教育法研究（1）—」『法学雑誌』大阪市立大学法学会、第39巻、3・4号、1993年。

①は、各国の義務教育を義務教育が行われる「場」から3つの型⁽¹⁾に区分している。欧米キリスト教国のひとつであるアメリカ（の大半の州）は、家庭、私立学校、国公立学校いずれにおいても義務教育を受けることを認めている国々（第1類型）のひとつであると述べている。

②は、州による教育統制権に対する親、教員の個人的自由や教育権の保障の程度を、連邦裁判所の関係判例を考察することによって明らかにしている。

③は、公権力と親の教育権との関係を、イギリスのコモン・ローとアメリカにおけるその継承ならびに、判例における親の教育内容決定権から明らかにしている。

④は、書名が端的に示すようにアメリカ各州憲法の教育規定を総括的かつ詳細に記述したものである⁽²⁾。

⑤は、主要には日本の義務教育法制下における「私教育の自由」の可能性を検討したものであるが、そのなかで、各国の義務教育制度を「就学義務」、「教育義務」という分類軸⁽³⁾により4つに区分している。アメリカ（の36州）は、就学義務制度下での例外的教育義務容認型であり、「就学義務制」を義務教育の制度原理としながらも、特定の場合に所定の要件を充足し

ていれば、就学義務を例外的に免除し、親に「学校に代わる私教育の自由」を認めているという⁽⁴⁾。

⑥は、「家庭教育」の視点からアメリカの義務教育を検討しており、主要な判例を紹介・検討するとともに、州法上の「家庭教育」の扱いを3つに区分し得ると述べる。第1の型は、義務教育として、公立、私立、教区、宗派学校への就学のみを明示する州法。第2の型は、明文上、公立学校と「同等」の教育を義務教育として許容する州法。「家庭教育」を行う場合、教育委員会からの承認または教える者が教員資格を有することが求められたりする。第3の型は、家庭教育が認められる要件、手続きを明示して、正面から家庭教育を許容する州法である。このうち現在（1993年当時）のアメリカでは、第3の型に属す州法が最も多いと述べられている。

以上の先行研究を見る限り、これまで日本で発表されてきたアメリカ義務教育関連の研究には2つの問題（課題）を指摘できる。

第1点は、義務教育制度が「従」として比較的軽く扱われてきたことである。先行研究は「親の教育権」、「私教育の自由」、「家庭教育」といった見地から義務教育制度に言及しており、義務教育制度下において「親の教育権」などがいかに認められ得るかといった点に主たる関心がある。したがって義務教育規定それ自体の分析に主眼は置かれてこなかった⁽⁵⁾。

これとも関連するが、第2点は、根拠に乏しい類型化が提示されてきたことである。類型化はアメリカで発表された研究論文を引用、紹介するというかたちで行われている。筆者は引用元の原典⁽⁶⁾にも目を通してみたが、そこにも明確な分類の根拠が提示されているとは言い難い。また、致し方ない面もあるが、国別の比較・類型化がなされている場合には、アメリカ各州の義務教育規定の違いが捨象されてしまっている。精緻な構造分析が必要とされる所以である。

一方、アメリカ国内で発表された先行研究は枚挙にいとまがないが、それは、例えば義務教育創設期に行われた研究⁽⁷⁾、義務教育創世記に限定した歴史的研究⁽⁸⁾、児童労働の見地から就学義務の効果を分析した研究⁽⁹⁾、ホームスクールから見た判例研究⁽¹⁰⁾などであって、管見の限りこちらも本研究が意図するような各州現行法規定の例示を伴った具体的な分類作業は見あたらない⁽¹¹⁾。

ただし、次の著書は例外的に直接各州の義務教育規定を分析対象としており注目される。

⑦ Kotin, Lowrenece and Aikman, William F., *Legal Foundations of Compulsory School Attendance*, National University Publication, 1980.

⑦は、当時（書中に記述はないが、発行年からしておそらく1970年代末）の50州すべて（コロンビア特別区とペルトリコを含む）の現行法規定を対象に精緻な分析や集計を行ったものであり、本研究にとっても示唆に富む貴重な研究である。義務教育の対象年齢や、義務の内容（誰にどのような義務が課されているのか）はもちろん、例えば、規定の条文中に用いられている用語が“instruction”なのかそれとも“education”なのかといった細部にまでこだわりを見せ、該当する州名を記している。

しかし⑦は、規定が公立学校への就学を課したものであるか、それとも公立学校または私立学校への就学を課したものであるかを区別していない。詳しくは後述するが、実は少なくとも現行（2001年現在）の就学義務規定を見る限り、アメリカには就学先を公立学校に限定している州（この場合、私立学校は就学義務の「免除」扱い）と、公立学校と私立学校を併記してい

る州がある。義務教育を法制度として捉え、その構造を分析・考察する上で重要になってくるのがこうした位置づけの違いである。私立学校に就学することの意味が、州によって、就学義務を直接満足させるものである場合と、就学義務を免除されるものである場合とに分かれるのである。

当時の法規定にもこうした違いは存在していたはずだが、残念ながら⑦は「公立学校への就学あるいはそれに代わる就学形態が就学義務において求められている」(p.169)といつた程度の扱いで終わらせ、細やかさを欠いている。発刊からすでに20年以上が経過し、この間各州で法改正が行われてきたことを加味すれば、現行法制に基づく就学義務の分析としての価値は小さくなつたといわざるを得ない。

先行研究における以上のような問題（課題）を克服するため、本研究では「就学先」に限定して、義務教育規定を分析していくことにする。

2. 就学先の5類型

各州の法規定を見れば、就学義務を直接満足させるものと、そこへの就学を免除されるもの(exemption)との2つが存在することがわかる。ややこしいのだが、前者が義務教育法が規定するところの「就学先」ということになる。各州は、就学義務を直接満足させるこの「就学先」によって、概ね次の5つに分類可能である。

- 第1類型（公立学校限定型）：公立学校に限定している州
- 第2類型（公立・私立等位型）：公立学校と私立学校を併記している州
- 第3類型（公立・私立・ホームスクール等位型）：公立学校、私立学校、ホームスクールを併記している州
- 第4類型（「学校」型）：単に「学校」としている州
- 第5類型（「教育」型）：（就学先については規定がなく）単に教育(instruction)を受けることを義務づけている州

以下それぞれの類型に該当する州名と、規定の具体例を提示していくことにする。

○第1類型

第1類型、すなわち就学先を「公立学校」に限定しているのは以下の22州である。

アラスカ⁽¹²⁾、カリフォルニア⁽¹³⁾、コロラド⁽¹⁴⁾、コネチカット⁽¹⁵⁾、デラウェア⁽¹⁶⁾、アイダホ⁽¹⁷⁾、イリノイ⁽¹⁸⁾、ケンタッキー⁽¹⁹⁾、メイン⁽²⁰⁾、マサチューセッツ⁽²¹⁾、メリーランド⁽²²⁾、ミシガン⁽²³⁾、モンタナ⁽²⁴⁾、ネバダ⁽²⁵⁾、ニューハンプシャー⁽²⁶⁾、ノースダコタ⁽²⁷⁾、オレゴン⁽²⁸⁾、ペンシルバニア⁽²⁹⁾、ロードアイランド⁽³⁰⁾、テキサス⁽³¹⁾、ワシントン⁽³²⁾、ウエストバージニア⁽³³⁾

一例として、アラスカ州の法規定を提示してみよう。

7歳以上16歳以下のすべての子どもは、学校が開校している期間その子どもが居住する学区の公立学校に通わなければならない。7歳以上16歳以下の子どもをもつすべての親または

親権を有する者は、(b)に該当する場合【法律に記述されている免除規定のこと－引用者注】を除き、学校が開校している期間その子どもが居住する学区の公立学校にその子どもを通学させる義務がある。もしくは能力のある家庭教師から毎年度学校が開校しているのと同じ期間教育を受けなければならない【下線部引用者、以下同じ】⁽³⁴⁾。

これら22州では、公立学校への就学こそが就学義務を満足させるわけだが、では「私立学校」への就学はどのような扱いになっているのだろうか。アラスカ州では、次のような12のケースのいずれかに該当する場合、上記義務規定（すなわち公立学校への通学義務）の適用を免れる(exempt)とされており⁽³⁵⁾、私立学校もそこに位置づけられている。

- (1) 公立学校で提供されるのと同等の学術的教育 (academic education) が次のいずれかの方法により提供されている場合。
 - (A) アラスカ州法14.20.020に即した教員資格を有する教師が教える私立学校に通っている場合。
 - (B) アラスカ州法 14.20.020 に即した資格を有する人物によって学習指導 (tutoring) を受けている場合。
 - (C) アラスカ州法14.45.100－14.45.200に即したかたちで、宗教立その他の学校で提供される教育を受けている場合。
- (2) 連邦政府が設置する学校に通っている場合。
- (3) 肉体的もしくは精神的な理由により、通学が困難であると医師が認めた場合。
- (4) 裁判所もしくは法的権力機関によって拘留されている場合。
- (5) 一時的に病気または怪我をしている場合。
- (6) アラスカ州法14.03.160に基づき停学もしくは怠学処分に処せられている場合、あるいはアラスカ州法14.30.045に基づき停学もしくは通学を拒否されている場合。
- (7) 公立学校もしくは公立学校当局が提供する交通手段を利用できる場所から2マイル以上離れた場所に住んでいる場合。ただし、2マイル以内に通学可能な連邦もしくは私立学校がある場合には、この規定は適用できない。
- (8) 学区の学校委員会の定例の会合において、もしくは次回の定例の会合において学校教育委員会の承認を得る場合は学区教育長によって、認められている場合
- (9) 第12学年を修了している場合
- (10) 次のいずれかに該当する場合
 - (A) アラスカ州法14.16に基づいて設置されている州の寄宿舎学校に入学している場合
 - (B) 州教育局が認可した全日制の通信教育プログラムに在籍している場合。
- (11) 子どもの教育上の興味に応じるために、学区によって認可されている教育経験を公立学校と同等と認められる程度受けている場合。生徒の親と校長とが連名で申請する必要がある。
- (12) 子どもの家庭で、親もしくは後見人によって教育を受けている場合。

私立学校は、上記(1)(A)(C)の免除規定に位置づいている。アラスカ州以外の第1類型に属す州の法規定を見ても同様である。第1類型に属す諸州では「公立学校」への通学（就学）こそが義務教育の義務（就学義務）を満足させるものであり、私立学校は義務教育を免除される事由

のひとつとして、消極的に位置づけられているに過ぎない⁽³⁶⁾。

○第2類型

次に第2類型について見てみよう。第2類型は、就学先として「公立学校」と「私立学校」を併記するものであり、以下の21州がこれに該当する。

アラバマ⁽³⁷⁾、ハワイ⁽³⁸⁾、インディアナ⁽³⁹⁾、アイオワ⁽⁴⁰⁾、カンザス⁽⁴¹⁾、ルイジアナ⁽⁴²⁾、ミシシッピ⁽⁴³⁾、ミズーリ⁽⁴⁴⁾、ネブラスカ⁽⁴⁵⁾、ニュージャージー⁽⁴⁶⁾、ニューメキシコ⁽⁴⁷⁾、ニューヨーク⁽⁴⁸⁾、オハイオ⁽⁴⁹⁾、オクラホマ⁽⁵⁰⁾、サウスキャロライナ⁽⁵¹⁾、サウスダコタ⁽⁵²⁾、テネシー⁽⁵³⁾、ユタ⁽⁵⁴⁾、バージニア⁽⁵⁵⁾、ウィスコンシン⁽⁵⁶⁾、ワイオミング⁽⁵⁷⁾

一例として、ハワイ州の法規定を提示するならば、次のように規定されている。

すべての学年の1月1日現在において、6歳以上18歳未満であるすべての子どもは、公立学校もしくは私立学校のいずれかに当該年度の期間通学しなければならない。そして、親もしくは後見人は、当該の子どもを公立学校もしくは私立学校のいずれかに通学させなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、公立もしくは私立学校への通学は義務とはならない。

- (1) 当該の子どもが肉体的もしくは精神的理由から学校に通うことができず（聴覚及び視覚障害を除く）、有資格の医師がそれを証明する場合。
- (2) 15歳に達した子どもが、適切なかたちで就業しており、学区の教育長、もしくは学区教育長が指名した者、あるいは家庭裁判所が、通学を免除した場合。
- (3) 家庭裁判所の調査に基づき、子どもに学校に通わない相当な事由があることが証明された場合。
- (4) 子どもが高等学校を卒業した場合。
- (5) 教育長もしくは教育長が指名した者が、適切であると認めた教育プログラムに子どもが在籍している場合、もしくは、そうでなければ当該の子どもが通っていた公立学校の校長宛にホームスクールを行う意志があることが告げられている場合。
- (6) 次に該当する場合。
 - (A) 子どもが16歳に達した場合。
 - (B) 校長が次の決定を下した場合。
 - (i) 子どもが、他の生徒、教師もしくは職員を妨害するような行動を取った場合。
 - (ii) 子どの欠席が慢性的なものであり、すでにその子どもの学習を阻害してしまっている場合。
 - (C) 校長及び教師もしくはカウンセラーが、当該の子ども及びその親もしくは後見人と相談の上、その子どものための代替教育計画を検討している場合。その代替教育計画は、当該の子どもの学校への復帰の可能性を認めるものでなければならない。校長は本規定に基づき計画を提出するものとするが、親権をもつ親がその計画に不服がある場合、その親に子どもに適切な教育を施す義務がある。

ハワイ州など第2類型に属す21州では、就学義務法制上「公立学校」、「私立学校」の2つをまったく等位に扱っている。したがってこのいずれかに通学することが等しく義務教育の内容を満たすことになる⁽⁵⁸⁾。第1類型と比較すれば、「私立学校」は積極的に位置づけられている。義務教育規定を直接満足させる学校の種類が多いと見ることもできよう。いずれにしても、第1類型と第2類型に属す州でほとんど（計43州）を占めている。

実は、かつて第1類型（すなわち私立学校は「免除」）であったかなりの州が、法改正により私立学校を公立学校と同等に位置づけたようである。例えば Deffenbaugh, Walter S. and Keescker, Ward W., *Compulsory School Attendance Laws and their Administration* (U. S. Department of Education the Interior Office of Education, 1935) に掲載されている法規定を参考するならば、2001年現在第2類型に分類される州のほとんどが、1935年当時は私立学校を「免除 (exemption)」として位置づけていた（すなわち第1類型であった）ことがわかる。つまり、現在第2類型に属すかなりの州が、かつては「免除」でしかなかった私立学校を「就学先」と「昇格」させたわけである。

○第3類型

第3類型は、就学先として「公立学校」、「私立学校」、「ホームスクール」を併記するものであり、以下の4州がこれに該当する。

アリゾナ⁽⁵⁹⁾、アーカンソー⁽⁶⁰⁾、ジョージア⁽⁶¹⁾、バーモント⁽⁶²⁾

一例として、アリゾナ州の法規定を提示するならば、次のようにになっている。

6歳以上16歳以下のすべての子どもは学校に通わなければならず、少なくとも、読むこと、算数・数学、社会科、理科を教えられねばならない。その子どもの保護者は、本項で規定される教育機関として公立学校、私立学校、チャータースクール、ホームスクールのいずれかを選ぶことができる⁽⁶³⁾。

これら4州では、公立学校、私立学校、ホームスクールの3つが義務教育を満足させるものとして等位であり、このいずれかにおいて学ぶことがすなわち義務教育の内容となる。

第3類型は、義務の履行という面において「公立学校」、「私立学校」、「ホームスクール」に差がなく、その意味では、第1類型、第2類型と比べ、義務教育規定を直接的に満足させる就学先（学校種）の幅がより広いと見ることができる。

○第4類型

第4類型は、就学先を、公立学校、私立学校等に分類することなく、単に「学校 (school)」としているものであり、以下の2州がこれに該当する。

フロリダ⁽⁶⁴⁾、ノースカロライナ⁽⁶⁵⁾

フロリダ州の法規定は次の通りである。

6歳に達したすべての子ども、または2月1日までに6歳に達するすべての子ども、もしくは6歳よりも年上でかつ16歳未満のすべての子どもは、別に定める規定に該当する場合を除き、学校が開校している期間は規則正しく学校に通わなければ（attend school regularly）ならない⁽⁶⁶⁾。

規則正しく学校に通うとは、州法並びに規則によって定められた学業日の期間、生徒が実際に通学することをいう。州法232章が意図する規則正しい通学とは次のものをいうと、別に定めがある⁽⁶⁷⁾。

- (1) 公費によって運営されている公共の学校
- (2) 宗教立学校
- (3) 授業料、寄付金によって運営されている私立学校
- (4) 州法第232章セクション0201の規定に則ったホームスクールプログラム
- (5) 州法第232章セクション0202の規定に則った家庭教師プログラム

つまりフロリダ州の義務教育は、第一義的には「学校」に規則正しく通うことを規定している。しかしながら、より詳細に見ていくと、上記(1)～(5)のいずれかのかたちで規則正しく通う（学習する）ことを規定しているわけである。よって、第3類型に属すとみなすことも可能だが、本論文では義務教育の第一義的規定内容を重視して、第4類型と別立てにした。

次に、同じく第4類型に属すノースカロライナ州の法規定を見てみよう。

本州において、7歳から16歳の子どもを養育しているすべての親、後見人は、子どもが公立学校に行った場合に受けるであろう教育期間と同じ期間、当該の子どもを学校に継続的に通わせなければならない⁽⁶⁸⁾。

ノースカロライナ州は、学校を次のように定義している。

ここで「学校」とは、すべての公立学校、及び教師〔教える人、原文は teacher －引用者注〕がいてカリキュラムがあるような非公立学校のすべてを含むものである⁽⁶⁹⁾。

義務教育規定を満足させる学校という文脈では、学校はこれ以上具体的に特定されていない。ただし私立学校（非公立学校）については、別に章が設けられており、そこで3種類に区分されている⁽⁷⁰⁾。

第1は、教会学校、宗教立学校である。これらの学校に対しては、学校を開校もしくは閉校した場合は州の関係部局に届け出ること、年間最低9か月の教育活動を行うこと、教育計画を立てそれに基づいて教育を行うこと、出・欠席や予防接種の記録を保管しておくこと、火災・健康・安全のために州・カウンティ・市などが行う検査を受けること、年に少なくとも一度は第3、6、9学年生は国家レベルの標準化されたテストを受けること、高校卒業生学力証明テスト（high school competency testing）を受けること、などが課されている。

第2は、ノースカロライナ州教育委員会やノースカロライナ私立学校協会（North Carolina

Association of Independent Schools) などから、アクレディテーション（認可）を受けているか、または州からまったく資金を得ていない私立学校に関する規定である。つまり、私立学校のなかでも教会学校／宗教立学校ではない学校がこれに該当する。これらの学校についても、教会学校／宗教立学校に関する上記規定がほぼそのままのかたちで課されている。

第3は、ホームスクールである。ノースカロライナ州のホームスクールは、次のように定義されている。

“ホームスクール”とは、2つまでの家庭の1人ないしはそれ以上の子どもが、親もしくは後見人、あるいはそれらのいずれかの家庭の1人の構成員から、アカデミックな教育を受けることをいう⁽⁷¹⁾。

ホームスクールは、教会学校／教派立学校か、もしくはその他の私立学校に課されている上記規定を満足するものでなければならない。つまり、届け出や標準テストの受験などが義務づけられている。またホームスクールでアカデミックな教育を行う者は、少なくとも高等学校卒業修了証かそれと同等のものを保持していなければならない⁽⁷²⁾。

結局、フロリダ州同様ノースカロライナ州の義務教育も、第一義的には「学校」に規則正しく通うことを求めたものであるが、しかし、そこでいう「学校」とは公立学校と非公立学校を指す。法規定上、その非公立学校のひとつとしてホームスクールが認められているのである。よって、ノースカロライナ州も、第3類型に分類することも可能であるが、フロリダ州と同様の理由で第4類型とした。

以上のように第4類型に属す2州では、規定を辿っていけば、「学校」には公立学校や私立学校、あるいはホームスクールが該当することが記されてはいる。しかし、少なくとも第一義的には、「学校」に就学（通学）することが義務教育の内容として規定されている。その意味で第4類型は、第1類型、第2類型と比較して、義務教育規定を積極的に満足させる学校種の幅が広く、ほぼ第3類型と同等の規定内容を有すものであるといえる。

○第5類型

第5類型は、就学（通学）先をまったく明記せず、「教育を受けねばならない（must receive instruction）」としている州であり、ミネソタ⁽⁷³⁾のみがこれに該当する。

ミネソタ州の法規定は次のようになっている。

7歳以上16歳以下のすべての子どもは教育を受けなければならない（must receive instruction）⁽⁷⁴⁾。

ただし、次のような規定もある。

義務教育（compulsory attendance）の目的を果たすための「学校」とは、セクション120A.05のサブディビジョン9、11、13、17 [それぞれ小学校、ミドルスクール、中等学校、職業学校が定義されている—引用者注] に規定する公立学校か、もしくは非公立学校、教会／宗教

の組織、あるいはホームスクール(本セクション[義務教育関連のセクションSection 120A.22のこと—引用者注]及びセクション120A.24 [学区教育長、州当局に対する学校在籍生徒の氏名、教員名等の報告義務規定—引用者注]に則ったかたちで子どもに教育(instruction)を行っているもの)のいずれかを意味する⁽⁷⁵⁾。

ちなみに、ミネソタ州の場合は、義務教育が「教育を受けねばならない」と記述されるものであることから、教育者(instructor)についての要件も、義務としての教育(Compulsory Instruction)と題された章(Chapter 120A.22)において以下のように規定されている⁽⁷⁶⁾。

子どもに教育を施す者は、次のうちいずれか1つ以上を満たしていかなければならない。

- (1) 当該学年・科目に関するミネソタ州教員免許状を保持している
- (2) ミネソタ州の教員免許状を保持している人から直接監督を受けている
- (3) 教員能力試験(a teacher competency examination)に合格している
- (4) 認可機関によって認可を受けている学校で教育を行っている
- (5) 大学卒業資格(a baccalaureate degree)を保持している
- (6) 基準に従って評価を受けている子どもの親である

*公立学校で教育を行う場合は、上記(1)を満たす者でなければならない。

よって、ミネソタ州の場合も、見方によれば第3類型に分類することも可能であるわけだが、本論では義務教育の第一義的規定、すなわち「教育を受けねばならない」という記述を重視して、第5類型として別立てにした。

仮に、第4類型、第5類型を第3類型とみなせば、義務教育の第一義的内容を公立学校、私立学校、ホームスクールとしている州(第3類型)は合わせて7州になる。

3. おわりに

以上みてきたように、アメリカ50州の義務教育規定は、その「就学先」によって5つの類型に区分することができる。そのほとんどは、公立学校のみを就学先とする第1類型、公立学校と私立学校とを就学先とする第2類型によって占められる。第1、第2類型に区分される州は、公立学校ないしは私立学校という場所での就学を課しているので、いわゆる就学義務制を採用しているといえる。しかし、第3、第4類型に属す州では、それら(公立ないしは私立学校)と等位のものとして、ホームスクールを「就学先」として認めており、第5類型に属すミネソタ州は、教育を受けなければならぬ(must receive instruction)と規定している。よって第3~5類型に属す州では、就学義務制としての性格は相対的に弱く、むしろ教育義務制に近いものになっている。

ただし、第1、第2類型においても、義務教育を免除されるものとしてホームスクール⁽⁷⁷⁾、個人による学習指導(tutoring)、家庭教師(private tutor)など家庭での就学を認めており、その意味では「就学義務制を採用している」とはいっても、必ず公立のみ、もしくは公立か私立のいずれかに就学しなければならないわけではない。「就学先」と「免除(のための制度)」との関係は、概ね下図のようになっている。なお「私立学校」、「家庭教師」、「ホームスクール」はその区分が必ずしも明確ではない。家庭を「私立学校」として、親が教師になり、専ら自分の子どもを生徒として教えるというかたちがとられていることもある。

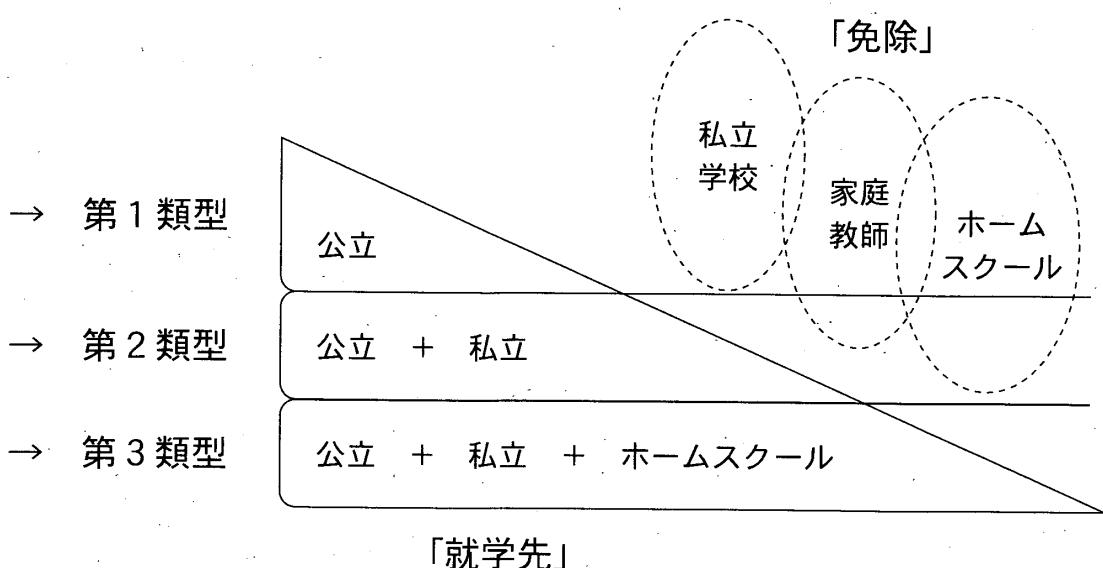


図 「就学先」と「免除」の関係

このような構造にあるアメリカの義務教育制度に関する今後の研究課題として、次の3点を指摘できる。

第1に、先程述べたように、公立学校のみを就学先としていたかなりの州が、それに加えて私立学校を就学先と認めたわけだが、その変容がいつ、いかなる理由で生じたものであるのかを明らかにしなければならない。逆に、現在も第1類型である州は、私立学校を公立学校と同等には位置づけていないわけであり、そうした州が公立学校に固執する理由についても解明していく必要がある。

第2に、長期的に見た場合、義務教育制度は第1類型から第2類型、そして第3類型へと就学先を拡大する方向に進むと判断できるのか、それとも第1、第2類型が拮抗する状況が続き、第3類型（第4、第5類型）はマイナーな存在であり続けるのかも関心事となる。義務教育制度変容のダイナミズムを視野に入れた研究が求められる。

第3に、一般にアメリカではホームスクールが合法化したといわれているが、それが「就学先」として認められているのか、「免除」として認められているのかは区別する必要がある。また、先ほど簡単にふれたように、ホームスクールとして一括りにされて認識されているものは、法制度上は「私立学校」であったり、教員免許状を必要とする「家庭教師」である場合もあり、その位置づけは一様ではない。ホームスクールは私立学校になるという判例もあれば、そうはないという判例もあり、また州当局の認識も分かれる。さらに法制度、就学義務免除制度としての私立学校や家庭教師の歴史は古く、それをもってホームスクールというのであれば、ホームスクールは特に近年になって合法化した制度であるとはいえない。こうした就学義務制度に関わる各州の規定の複雑さを解きほぐした上で、ホームスクールをそこに位置づけるという作業も要る。

義務教育制度は、従来、就学義務制と教育義務制という2つの区分で捉えられてきた。しかし、「就学先」と「免除」の存在、そしてホームスクール、私立学校、家庭教師などの類似制度の曖昧な位相を考えれば、アメリカの義務教育制度研究には今後さらに精緻な構造分析が必要となる。

注

- (1) 第2類型は、国公立学校においてのみ義務教育を受けることを認めている国々。第3類型は、国公立学校の他に私立学校においても義務教育を受けることを認めているが、家庭における義務教育は許されていない国々である。
- (2) ただし、就学義務規定関連の記述はほとんどの場合州憲法ではなく、州法にある。④によれば、現行憲法上、明確に就学義務に関する規定が見られるのは7州のみで、これらはみな州憲法に短文簡略化傾向が現れ始めた1920年代以前に制定されたものである(pp.128-129)。
- (3) ⑤によれば、義務教育における「義務」には、歴史的にも、今日においても、「教育義務」と「就学義務」という2つの種別が認められ、両者は義務づけられた内容の違いによるとされる。すなわち「教育義務」とは、学齢期の子どもの教育を、教育の場を特定することなく、親権者等の保護者に義務づけることを内容としているものである。この義務には「教育をする義務」と「教育を受けさせる義務」が含まれ、保護者がこのような義務を自ら履行しない(できない・望まない)場合に限り、義務教育学校への就学義務が発生する。
他方「就学義務」とは、特定の教育機関・施設への就学を義務づけるものであり、子どもに対する教育それ自体は直接的な義務の対象ではない。「就学義務」における義務の内容は、親権者等の「子どもを就学させる義務」と、子どもの「就学する義務」である。「就学に代えての私教育・家庭教育」は否認されているか、もしくは特定の場合にだけ認容されうる副次的なもので、それは法的には、第一次的に存在する就学義務の免除たる性格をもつとされる。
- (4) ちなみに第1(類型)は「教育義務」と「就学義務」の同列併存型であり、子どもの義務教育を家庭を中心とする私教育の場で行うか、国公立学校あるいは私学学校を選ぶかの自由を、権利として親に保障している教育システム。第2(類型)は、旧社会主义国やアフリカの一部の国で見られた国公立学校に限った就学義務型。第3(類型)は、国公立学校または私立学校への就学義務型で、私学の自由を保障しながらも、「学校に代わる私教育」を認めない制度。日本もこの第3類型に属すという。
- (5) 無論、各先行研究はそれぞれの目的や課題に基づいて著されているわけであり、各州の義務教育規定の分析を行っていないからといってその責があるわけではない。
- (6) ⑤が引用しているのは Schimmel, David and Fisher, Louis, *Parents, Schools and the Law*, National Committee for Citizens in Education, 1987. ⑥が引用しているのは Peterson, David A. "Home Education v. Compulsory Attendance Laws: Whose Kids Are They Anyway?" *Washburn Law Journal*, vol.24, 1985; Knight, Michael, "Parental Liberties Versus the State's Interest in Education: The Case for Allowing Home Education," *Texas Tech Law Review*, vol.18, 1987; Trobak, James and Zirkel, Perry, "Home Instruction: An Analysis of the Statutes and Case Law," *University of Dayton Law Review*, vol.8, no.1, 1982である。
- (7) 例えば、Deffenbaugh, Walter S. and Keescker, Ward W., *Compulsory School Attendance Laws and their Administration*, U. S. Department of Education the Interior Office of Education, 1935.
- (8) 例えば、Eisenberg, Martin J., *Compulsory Attendance Legislation in America, 1870 to 1915*, Ph.D. Dissertation, University of Pennsylvania, 1988.

- (9) 例えば、Lleras-Muney, Adriana, *Were Compulsory Attendance and Child Labor Laws Effective? An Analysis from 1915 to 1939*, National Bureau of Economic Research, 2001.
- (10) 例えば、Lukasik, Lisa M., "The Latest Home Education Challenge: The Relationship Between Home Schools and Public Schools," *North Carolina Law Review*, vol. 74, 1996.
- (11) 関連する調査としては、例えば連邦教育省が私立学校に関する各州法規定を紹介したものがある。U.S. Department of Education Office of Non-Public Education, *State Regulation of Private Schools*, 2000.
- (12) Alaska Statutes, 2001, Section, 14.30.010.
- (13) California Education Code, 2001, Section 48200.
- (14) Colorado Revised Statute, 2001, Section 22-33-104.
- (15) Connecticut General Statutes, 2001, Section 10184.
- (16) Delaware Code, 2001, Title 14, Section 2702(a).
- (17) Idaho Code, 2001, Section 33-202.
- (18) 105 Illinois Compiled Statutes, 2001, Section 26-1.
- (19) Kentucky Revised Statutes, 2001, Section 159.010(1).
- (20) Maine Revised Statutes, 2001, 20-A, Section 5001-A.
- (21) General Laws of Massachusetts, 2001, Chapter 76, Section 1.
- (22) Maryland Code, 2001, Education Article, Section 7-301.
- (23) Michigan Compiled Laws, 2001, Section 380.1561.
- (24) Montana Code, 2001, Section 20-5-109(2).
- (25) Nevada Revised Statutes, 2001, Section 392.040.
- (26) New Hampshire Revised Statutes, 2001, Section 193:1.
- (27) North Dakota Century Code, 2001, Section 15-34.1-01.
- (28) Oregon Revised Statutes, 2001, Section, 339.010.
- (29) Pennsylvania Consolidated Statutes, 2001, Title 24, Section 13—1301.
- (30) Rhode Island General Laws, 2001, Section 16-19-11.
- (31) Texas Education Code, 2001, Section 25.085.(私立学校はSection 25.086.において「免除(exemptions)」のひとつとして位置づけられている。)
- (32) Washington Revised Code, 2001, Section 28A.225.010(1).
- (33) West Virginia Code, 2001, Section 18-8-1.
- (34) Alaska Statutes, 2001, Section 14.30.010(a).
- (35) Alaska Statutes, 2001, Section 14.30.010(b).
- (36) 日本では、就学先は小学校、中学校等とされ、公立・私立といった設置者の別に関する規定はない（学校教育法第22条第1項、第39条第1項）。これに対してアメリカでは、小学校、中学校、高校といった教育段階別に区分されている学校種の指定はなく、逆に就学先の学校が公立学校、私立学校等に区分して記述されている。
- (37) Code of Alabama, 2001, Section 16-28-3.(ただし、アラバマ州の場合は、公立、私立学校の他に「家庭教師」も併記されている)
- (38) Hawaii Revised Statutes, 2001, Section 302A-1132.
- (39) Indiana Code, 2001, Section 20-8.1-3-17.
- (40) Iowa Code, 2001, Section 299.1.

- (41) Kansas Statutes, 2001, Section 72-1111.
- (42) Louisiana Revised Statutes, 2001, Section 17:221.
- (43) Mississippi Code, 2001, Section 37-13-91(3).
- (44) Missouri Statutes, 2001, Section 167.031 1.
- (45) Nebraska Revised Statutes, 2001, Section 79-201.
- (46) New Jersey Revised Statutes, 2001, Section 18A:38-25.
- (47) New Mexico Statutes, 2001, Section 22-12-2.
- (48) New York Education Law, 2001, Section 3204(1). (原文は "may attend at a public school or elsewhere")
- (49) Ohio Revised Code, 2001, Section 3321.03.(原文は "cause such child to attend a school in the school district in which the child is entitled to attend school...or to otherwise cause him to be instructed in accordance with law")
- (50) Oklahoma Statutes, 2001, Section 70-10-105.
- (51) South Carolina Code, 2001, Section 59-65-10.
- (52) South Dakota Codified Laws, 2001, Section 13-27-1.
- (53) Tennessee Code, 2001, Section 49- 6 -3001(c).
- (54) Utah Code, 2001, Section 53A-11-101(f) (2).
- (55) Code of Virginia, 2001, Section 22.1-254 (A).
- (56) Wisconsin Statute, 2001, Section 118.15(1)(a).
- (57) Wyoming Statutes, 2001, Section 21- 4 -102(a).
- (58) ただしニューヨーク州とオハイオ州だけは、注記したように、「私立学校」という表記ではない。公立学校ではない別表記の形態の教育が就学義務を直接満たすものであるとの判断から、第2類型とした。
- (59) Arizona Revised Statute, 2001, Section 15-802(b) (3).
- (60) Arkansas Code, 2001, Section 6 -18-201.
- (61) Official Code of Georgia, 2001, Section 20-2-90.1 (a).
- (62) Vermont Statutes, 2001, Title 16, Chapter 25, Section 1121.
- (63) この類型に該当する州のなかでは、アリゾナ州のみ「チャータースクール」を併記している。「チャータースクール」は公立学校の一形態であり、公立学校と別記するこのような位置づけはあくまで例外的である。アーカンソー州、バージニア州、バーモント州は「公立学校」、「私立学校」、「ホームスクール」三者の併記のみである。
- (64) Florida Statutes, 2001, TITLE XVI EDUCATION, Chapter 232.01.
- (65) North Carolina General Statutes, 2001, Section 115c-378.
- (66) Florida Statutes, 2001, TITLE XVI EDUCATION, Chapter 232.01(1)(a)1.
- (67) Florida Statutes, 2001, TITLE XVI EDUCATION, Chapter 232.02.
- (68) North Carolina General Statutes, 2001, Section 115c – 378.
- (69) North Carolina General Statutes, 2001, Section 115c – 378.
- (70) North Carolina General Statutes, 2001, Subchapter X, Section 115c – 547 – 566.
- (71) North Carolina General Statutes, 2001, Section 115c – 563(a).
- (72) North Carolina General Statutes, 2001, Subchapter X, Part 3. Home Schools.
- (73) Minnesota Statutes, 2001, Section, 120A.22.

- (74) Minnesota Statutes, 2001, Section, 120A.22. Subd.5.
- (75) Minnesota Statutes, 2001, Section, 120A.22. Subd.4.
- (76) Minnesota Statutes, 2001, Section, 120A.22. Subd.10.
- (77) ただし、カリフォルニアなどホームスクールを認められているとは簡単に判断できない州もある。